

由布市告示第13号

平成31年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月20日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 平成31年2月27日
  - 2 場 所 由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷲野 弘一君
甲斐 裕一君	瀧野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
工藤 安雄君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成31年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成31年2月27日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

平成31年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第6 市長の施政方針
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第5号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成30年度由布市一般会計補正予算(第5号)」
- 日程第15 議案第1号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第2号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第3号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 議案第4号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第5号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第6号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第7号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第8号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 議案第9号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 議案第10号 農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 議案第11号 農業委員会の委員の任命について

- 日程第26 議案第12号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第13号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第14号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第16号 由布市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第17号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第18号 由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第19号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第20号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第35 議案第21号 由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第22号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第37 議案第23号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第38 議案第24号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第25号 市道路線（中島2号線）の認定について
- 日程第40 議案第26号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第27号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第28号 平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第29号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第30号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第45 議案第31号 平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第32号 平成31年度由布市一般会計予算
- 日程第47 議案第33号 平成31年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第48 議案第34号 平成31年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第49 議案第35号 平成31年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第50 議案第36号 平成31年度由布市簡易水道事業特別会計予算

日程第51 議案第37号 平成31年度由布市農業集落排水事業特別会計予算

日程第52 議案第38号 平成31年度由布市水道事業会計予算

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の一部変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸報告

日程第5 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第6 市長の施政方針

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について

日程第8 報告第2号 専決処分の報告について

日程第9 報告第3号 専決処分の報告について

日程第10 報告第4号 専決処分の報告について

日程第11 報告第5号 例月出納検査の結果に関する報告について

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成30年度由布市一般会計補正予算（第5号）」

日程第15 議案第1号 農業委員会の委員の任命について

日程第16 議案第2号 農業委員会の委員の任命について

日程第17 議案第3号 農業委員会の委員の任命について

日程第18 議案第4号 農業委員会の委員の任命について

日程第19 議案第5号 農業委員会の委員の任命について

日程第20 議案第6号 農業委員会の委員の任命について

日程第21 議案第7号 農業委員会の委員の任命について

日程第22 議案第8号 農業委員会の委員の任命について

日程第23 議案第9号 農業委員会の委員の任命について

日程第24 議案第10号 農業委員会の委員の任命について

日程第25 議案第11号 農業委員会の委員の任命について

日程第26 議案第12号 由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

日程第27 議案第13号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

- 日程第28 議案第14号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第15号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第16号 由布市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第17号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第18号 由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第19号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第34 議案第20号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第35 議案第21号 由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第36 議案第22号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第37 議案第23号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第38 議案第24号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第39 議案第25号 市道路線（中島2号線）の認定について
- 日程第40 議案第26号 平成30年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第27号 平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第28号 平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第29号 平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第30号 平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第45 議案第31号 平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第32号 平成31年度由布市一般会計予算
- 日程第47 議案第33号 平成31年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第48 議案第34号 平成31年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第49 議案第35号 平成31年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第50 議案第36号 平成31年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第51 議案第37号 平成31年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第52 議案第38号 平成31年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（17名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 甲斐 裕一君	12番 淵野けさ子君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 長谷川建策君
17番 佐藤 郁夫君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君	書記 一野 英実君
書記 小川 晃平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	太田 尚人君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	漆間 尚人君
財政課長	佐藤 公教君	総合政策課長	一尾 和史君
人権・同和对策課長	清藤 勝己君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			衛藤 哲男君
会計管理者	鶴原 章二君	建設課長	佐藤 洋君
水道課長	佐藤 正秋君	農業委員会事務局長	秦 正次郎君
福祉事務所長兼福祉課長			栗嶋 忠英君
健康増進課長	馬見塚美由紀君	子育て支援課長	庄 忠義君
保険課長	佐藤 厚一君	商工観光課長	衛藤 浩文君
挟間振興局長兼地域整備課長			大久保隆介君

庄内振興局長兼地域振興課長 ..... 田邊 祐次君  
湯布院振興局長兼地域振興課長 ..... 右田 英三君  
教育次長兼教育総務課長 ..... 八川 英治君  
消防長 ..... 亀田 博君 代表監査委員 ..... 大塚 裕生君

---

午前10時00分開会

○議長（佐藤 郁夫君） 皆さん、おはようございます。これより平成31年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

#### 日程第1. 議席の一部変更

○議長（佐藤 郁夫君） まず、日程第1、議席の一部変更を議題とします。

議員の逝去及び議員辞職に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、配付資料のとおり議席の一部を変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（佐藤 郁夫君） では、再開します。

---

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、瀧野けさ子さん、13番、佐藤人己君の2名を指名します。

---

#### 日程第3. 会期の決定

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第3、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの24日間と決定いたしました。

---

#### 日程第4. 諸報告

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第4、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき報告とさせていただきます。

次に、議員の辞職許可について、去る平成31年1月30日に溝口泰章議員から一身上の都合により平成31年1月31日付にて辞職したい旨の願いがありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき1月31日に、これを許可しましたので報告いたします。

続いて、議会構成について報告いたします。

まず、本年1月22日に野上安一議員が逝去されましたことを受け、2月20日の総務常任委員会にて副委員長に高田龍也君が互選されましたので報告いたします。

同じく、日出生台演習場対策特別委員会にて委員長に、長谷川建策君が互選されましたので報告いたします。

続きまして、本年1月31日付にて、溝口泰章君が議員辞職されましたことから、由布市議会委員会条例第8条第2項の規定により、2月20日付にて、1名欠員となりました議会運営委員会の委員に、加藤裕三君を選任いたしました。

同じく、2月20日付にて、議会活性化調査特別委員会の委員に、工藤安雄君を補充選任し、その後、同日にて開催されました議会活性化調査特別委員会にて、委員長に、瀧野けさ子さんが互選されましたことを報告いたします。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。暦の上では春とはいえ、朝晩まだ寒さが残るきょうこのごろでございますけれども、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、平成31年第1回定例会の開会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、初めに1月22日、これまで市政の発展に御尽力をいただきました由布市議会議員、野上安一議員がお亡くなりになりました。長年にわたり多くの御指導、御助言を賜りながら私どもを支えていただきました御功績に対しまして、改めて感謝を申し上げ、また衷心より敬意を表し、御冥福をお祈りいたします。



さて、本定例会において提案いたすことにしております報告5件、諮問2件、承認1件、議案38件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともになにとぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、本日、お手元に行政報告をお配りいたしております。御一読いただきますようお願い申し上げます次第ですけれども、少し時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして詳細に御報告申し上げます。

まず、12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団、挾間方面隊を訪問し、団員の皆様へ夜警活動に対するお礼を申し上げたところです。由布市消防団の皆様さんには、日頃より積極的な取り組みをいただき、市民の安心・安全が図られておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、1月18日には、中州賀グラウンドにて、消防団員の士気高揚と資質向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。

1月23日には、全国市長会の行政委員会及び理事・評議員合同会議へ出席をいたしました。行政委員会では、内閣府より地方分権改革・提案募集方式についての説明、また、理事・評議員合同会議では総務事務次官から「地方行財政の課題」に関する講演等がございました。

2月5日には、平成30年度ふるさとづくり大賞において、総務大臣表彰を受賞いたしました庄内神楽座長会の皆様から受賞の報告を受けたところでございます。

2月15日には、第12回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議へ出席をいたしました。会では、由布市における平成31年度の地方創生関連主要事業についての考え方を示したところでございます。

そして、2月18日から22日までの5日間、大分県内を舞台に、「第61回県内一周大分合同駅伝競走大会」が開催されました。由布市は、今回、総合8位、躍進3位、そして悲願のC部2連覇とB部昇格を果たしました。市民の皆さんに感動と元気を届けていただいた選手の皆さんに、心から感謝をいたします。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、平成30年12月19日以降、契約案件がございませんでしたので、よろしく願いをいたします。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、工藤安雄君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の工藤安雄です。

平成31年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会が開催されましたので、その概要について御報告いたします。

平成31年第1回議会定例会が2月14日、午前10時から開催されました。会期は当日1日限りとし、議事事件として報告2件、議案3件が上程されました。

審議結果でございますが、報告第1号、挾間・庄内・野津原地区一般廃棄物収集運搬業務委託契約の締結については、平成30年12月5日に指名競争入札を執行した結果、挾間・庄内地区全域は、ゆうびクリーンサポート有限会社が消費税を含む1億3,998万8,736円で落札。

大分市野津原地区全域は、株式会社、環境整備産業が消費税を含む3,369万6,000円で落札。契約期間は平成31年4月1日から2年間とし、12月10日付で仮契約の締結報告がありました。

次に、報告第2号は、監査委員の定期監査報告についてであります。

代表監査委員の大塚裕生氏から定期監査を平成31年1月17日の1日間、松下監査委員と2名で監査を実施したとの報告がありました。監査の意見として、関係帳簿、適正に整備もしくは管理されて問題ないとの報告がありました。

今後、一部事務組合解散時における財産分与等の協議を由布市、大分市と十分に行い、これからも良好な関係を構築していただきたいとの監査報告がなされました。

続きまして、議案第1号は、大分県退職手当組合を組織する加入団体への脱退予告については、地方自治法第286条の2第1項の規定に基づき、大分県退職手当組合を組織する加入団体への脱退予告をすることについて、議会の審議の結果、全員賛成で可決されました。

次に、議案第2号、平成30年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,211万8,000円と定めるものであります。

歳入は、予算の見直しによる由布市・大分市の清掃費負担金の減額が主なものであります。歳出の補正は、し尿処理施設の機械点検整備に係る業務委託費の見直しや、委託料の入札減による委託費等の減額が主なものであります。

慎重審議の結果、全員賛成で可決されました。

最後に、議案第3号、平成31年度由布大分環境衛生組合一般会計予算についてであります。

平成31年度歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億540万5,000円にするものであります。前年度対比では14.5%の8,601万5,000円の減額予算となっています。

歳入の主なものでは、由布市大分市からの清掃負担金のごみ収集手数料であります。歳出は、衛生費、処理費のし尿処理施設の整備委託料の減額、公債費は平成30年度で第2処理施設建設に伴う起債償還金の元金、利子とも支払いが完了したため減額など主なものであります。

慎重審議の結果、全員賛成で可決されました。

詳細につきましては、資料として事項別明細書を送付していますので、御一読をお願いしていただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成30年第4回定例会にて、趣旨採択されました請願の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（太田 尚人君） おはようございます。

それでは、平成30年第4回定例会におきまして審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号12、件名、由布市事業所提案型介護予防教室（出張型）の継続についてでございます。

本事業の介護予防教室は3年間で終了いたしますが、自治区の教室参加者が不安にならないよう、事業所及びその他の協力機関と協働しながら支援をしていく予定でございます。また、平成31年度からフォローアップとして3カ月に1回程度、事業所が支援できる体制を構築をいたしてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第5. 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、先ほどお知らせいたしましたように、野上安一君の逝去に伴いまして、日程第5、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に、太田洋一郎君を指名いたします。  
お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました太田洋一郎君を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました太田洋一郎君が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました太田洋一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

### 日程第6. 市長の施政方針

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、日程第6、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 平成31年第1回由布市議会定例会の開会に当たりまして、平成31年度予算案をはじめ、重要な案件の御審議をお願いするこの機会に、私が市政に臨む基本的な考え方、また予算案に対する方針など施政方針を述べさせていただきます。

平成29年10月より、由布市政の運営をお預かりすることとなり、はや1年半が過ぎました。

さまざまな行政課題と向き合い、地域へ出向き、多くの市民の皆様のお話を伺ってまいりましたが、私が取り組むべき課題や果たすべき使命は、なお一層重く、また多岐にわたりその重責を再認識しているところでございます。

市内ほとんどの地域では人口減少、高齢化の加速度が増しており、日々の暮らしにも影響が見え始めております。また、近年の気候変動に伴う異常気象により、各地で風水害が増大しており、安心安全な体制づくりも急務となっております。

そのような中、地方交付税の縮減を初めとし、固有財源の安定的な確保はますます困難な状況となっております。こうした市民皆様の生活にかかわる重点課題の解決と、新たな年号のスタートにふさわしい、「地方自治を大切にしたい住みよき日本一のまち、由布市」の実現に向けて、来る31年度も職員と一丸となって、臆することなく各種の施策に全力で取り組んでまいりたい決意でございます。

市長就任以来、一貫して私の市政運営に対する考え方としております「5つの想い」により、基本的な考え方や政治姿勢、取り組む事業などについて述べさせていただきます。

初めに、「未来へ持続可能な行財政運営」（そして予算編成に当たっての基本的な考え方）についてでございます。

平成31年度予算編成におきましては、未来を託す子どもや孫たちに健全な由布市を引き継

ぐべく、持続可能な財政運営の推進を念頭に、昨年に引き続き、身の丈にあった予算と身の丈を超える成果を目指すことといたしました。

限られた財源の中、極めて厳しい予算編成となりましたが、あえて地域発展枠を設け、職員に対しましては、市の発展につながる事業については積極的な予算要求を行うよう通知したところでございます。

自主財源確保等についての取り組みとして、30年度より新たな財源検討委員会を設立し、有識者の方々から御意見をいただいております。31年度も引き続き新財源の確保に向け、あらゆる可能性を検討していきたいと思っております。

また、近年、注目を集めておりますふるさと納税について、由布市としてもその取り組みに傾注しているところでございますが、由布市を応援していただく全国の皆様方の御寄附により、30年度は前年のほぼ倍額の増収が確実となっております。今後も、魅力あふれる由布市のPRを積極的に行っていきたいと考えております。

また、市庁舎など27の施設で新電力を導入し1年が経過いたしました。年間に1,400万円の電気使用量の削減を達成することができました。こうした施設の維持等に係る経費削減のみならず、あらゆる地球環境問題に取り組む上で、再生自然エネルギーの活用は、今後とも検討してまいりたいと考えております。

加えて、将来の市財政を圧迫することが懸念される公共施設の老朽化、更新問題に対応する、公共施設等総合管理計画個別計画を策定をいたしております。その実行も進めてまいりたいと思っております。

透明性の高い市政の運営につきましては、開かれた行政を掲げ、市民皆様にとってより利用しやすく、より分かりやすい市役所とするよう、現在検討を行っており、31年度より順次、組織の再編や課の再配置を検討いたしてまいります。あわせて、地域に根差して前向きに物事を考え、積極的に行動する、そして親身になって対応できる職員の育成にも努めることにより、市民に身近な市役所づくりを行ってまいりたいと考えています。

次に、「安全安心で快適なまちづくり」についてでございます。

台風や大雨は毎年のように私たちの生活を脅かしており、由布市を襲った熊本大分地震の記憶は決して消えることはございません。大規模災害や異常気象のニュースに接するたびに、いかにして市民の皆様生命や財産を守っていくかとの強い思いを強くしているところでございます。そのため常に対処の見直しの必要を考えていかなければならないと考えております。

被害を最小限に食い止めるには、災害を未然に防ぐ「公助」に加えて、自分自身で身を守る「自助」、地域内で助け合う「共助」の充実が欠かせません。危険ブロック塀対策や被災者台帳システムの運用、高規格救急車両の整備などを行ってまいりましたが、行政の公助にも限界がご

ございます。自助のため、「由布市版我が家の防災マニュアル」の作成や、共助となる自主防災組織の支援、消防団の装備充実を図るとともに、救命士等消防職員の技術力養成など、引き続き災害対策環境整備を強力に進めてまいります。

また、豊かで美しく快適な生活環境づくりのため、幹線、地域内道路や上水道施設の整備はもちろん2020年以降に予定される環境衛生センターの改修事業に向けた調査研究を行うことといたしております。さらに、市民の足となるコミュニティバスについても、人口減少、高齢化社会を見据え、31年度より随時、定時定路線型からデマンド型への移行などを進める予定でございます。

次に、人を育むまちづくりです。

私が最初に市民の皆様とお約束いたしました、子育て応援日本一のまちづくりにつきましては、高校生までの医療費無償化を実現し、また、待機児童ゼロの取り組みとして、保育の受け皿の確保を図ってまいりました。

国においては、本年10月より幼児教育・保育の無償化を実施することとしておりますが、由布市におきましても安心して子育てできる環境整備に向け、入所保留者の代替保育利用支援や、養成した子育てサポーターによる託児活動、保育士の負担軽減、離職防止を図る取り組みなどを行ってまいります。

教育面においては、学力向上や英語教育、複式学級の解消のための教諭や講師、支援員の配置をふやすなど、さらなる体制を充実させており、連携型中高一貫教育の推進、不登校対策の強化も引き続き取り組んでまいります。加えて、31年度については、さらなる教育の質の向上を目指して部活動指導員の新規配置、学力向上のための応用力問題データベースシステムの導入を予定しております。

また、核家族化や高齢化による地域コミュニティの希薄化が進行し、子どもや女性が被害者となるDVや虐待といった事案があとを絶ちません。これらの問題については、学校関係各課を初め、家庭や地域、関係機関と密接に連携し、早期に発見、対応がとれる体制を構築してまいります。

社会施設、スポーツ施設については、31年度より大分市ほか5市1町の施設を広域で相互利用できるとともに、インターネットによる空き状況の確認と、一部施設で予約ができるシステムの運用が開始されます。

また、昨年新たに開館しました庄内公民館に続き、湯布院地域での公民館が併設された複合施設の建設に着手をいたします。

「人」は由布市にとって、最も大切な財産であります。未来を託す子どもたちはもちろん、全ての市民が学び、心身を育むことができるような環境づくりをこれからも進めてまいりたいと考

えております。

次に、医療、福祉のまちづくりでございます。

由布市は以前から特定健診受診の勧奨、個別連絡や徹底した広報活動に取り組んでおり、県内でもトップクラスの受診率を誇っております。その反面、いわゆる生活習慣病となる糖尿病や狭心症、心筋梗塞などの有病率やメタボなどの有所見率も非常に高い状況となっております。

健康立市を宣言して以来、「自分の健康は自分で守る」意識の向上に努め、健康マイレージや各種運動教室、ウォーキングなど、さまざまな事業を展開してまいりましたけれども、さらに特定健診受診の促進に努めるとともに、クアオルト事業といった健康を軸としたまちづくりにも着目、市内医療機関や企業、事業所、そして大分県との連携を密にし、健康に満ち溢れるまちを目指してまいりたいと考えております。

また、人生100年時代といわれる現在に至り、高齢者の方々がいつまでも健康で意欲あふれる日々を送ることができるよう、生涯活躍できるまちづくりに向けて、元気な高齢者がその経験や知識を地域で発揮していただける仕組みづくりも講じてまいりたいと考えております。

地方自治体の大きな使命である福祉の向上については、より多くの市民の皆様が幸せを感じるための施策を積極的に図っていく必要がございます。高齢者、障がい者はもちろん、ひとり親家庭、何らかの理由により日々の生活を送る上で支障のある方々に対しての支援を行うとともに、見守り、支えあいといった「相互扶助」の体制づくりを進めてまいります。

その上で、全ての市民が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護事業をはじめとする地域福祉活動計画で掲げる事業について、関連事業所や関係団体との強力な連携により事業展開と進捗管理を行い、地域福祉基盤強化を図ってまいります。

最後に、産業振興のまちづくりでございます。

我が国の経済情勢をうかがうと、外国人との共生による人手不足の解消を念頭に、企業等の業績の好調を期待する向きもございますけれども、本年10月に予定されておる消費税の引き上げが景気悪化の原因として懸念されております。

大分県内の経済につきましては、緩やかに持ち直しているとの報告がなされておりますけれども、人手不足といった雇用情勢も相まって、景況感の改善には至っていないと感じています。

地域経済の活性につきましては、昨年度始めました「異業種交流会」による市内企業、事業者の方々とのさらなる連携を図り、ここ由布市で起業にチャレンジされる方へ、創業支援についても引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、世界に名をはせる湯布院温泉をはじめとする由布市の観光は、現在、震災からの復興を遂げつつあります。また、台風災害により崩落した由布川峡谷の復旧事業についても、31年度より着手したいと考えております。

また、本年開催されるラグビーワールドカップを新たな契機とし、ツーリストインフォメーションセンターを拠点とした、国内外への由布市観光の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

由布市の大いなる財産である美しい山河や温泉などの地域資源を生かした戦略的プロモーションや、関係施設の整備等を行い、心と身体を癒し、感動を提供できる「滞在・循環型保養温泉地づくり」を目指してまいります。

基幹産業である農林業につきましては、水利施設等の基盤整備をさらに進めることで、農産物の生産性を高めるとともに、荒廃農地の解消に向けた新規就農者への支援を継続し、農林業に携わる方々を悩ませている有害鳥獣対策についても、より強固な防護柵等の捕獲関係事業を増額し、被害の低減に努めてまいります。

そして、これまで多くの特産品が産まれておりますけども、さらなる由布市特産品のブランド化に向け、PRや販売促進など一層の取り組みを進めてまいります。また、全国で評価の高い「おおいと和牛」の一翼を担う「ゆふの牛」についても生産性向上のための新たな支援を行いたいと考えております。

今後とも、農林業や商工業、そして観光業との連携強化を図りながら、それぞれの振興を推し進め、働く人が豊かさを実感できる施策の取り組みを講じてまいりたいと考えております。

結びに、これからの由布市を思うに、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化が加速して進んでまいります。伸び悩む税収、地方交付税の減額といった状況に反し、社会保障関連経費等の増により、財政運営の厳しさはこれまで以上に増すことが必至となっております。

そして、地域において単身高齢者世帯や耕作放棄地の増により、地域の体力、コミュニティの力が低下しており、由布市を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと思っております。超高齢化、超少子化の時代に立ち向かい、さまざまな課題を克服し、将来において由布市が成長・発展していくために、国政や社会情勢、目まぐるしく変わっていくことが予想される中、2020年度以降を見据え、そのための周到な準備を行うことが重要であると思っております。

そのため、新たな局面に向けて第2次総合計画の後半に当たる重点戦略と、地方創生のための総合戦略を見直し、31年度に新たなまちづくりビジョンを創造したいと考えております。

私の信条であります公平・公正な行政運営を心にとめ、第2次総合計画の基本理念であります「連携」と「協働」・「創造」と「循環」を念頭に、市民皆様と手を携え、地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち“由布市”の現実を、全力で目指してまいります。

以上、これまでの取り組みの成果と、31年度の市政に臨む上での所信と基本方針を述べさせていただきました。

議員の皆様を初め、市民の皆様にはさらなる御支援と御指導、そして由布市があるべき未来の



姿に向けて、建設的で前進的な御意見を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の市政方針が終わりました。

なお、本定例会への請願、陳情の提出はございません。各常任委員会では引き続き継続審査となっています案件の審査をお願いいたします。

---

日程第 7. 報告第 1 号

日程第 8. 報告第 2 号

日程第 9. 報告第 3 号

日程第 10. 報告第 4 号

日程第 11. 報告第 5 号

日程第 12. 諮問第 1 号

日程第 13. 諮問第 2 号

日程第 14. 承認第 1 号

日程第 15. 議案第 1 号

日程第 16. 議案第 2 号

日程第 17. 議案第 3 号

日程第 18. 議案第 4 号

日程第 19. 議案第 5 号

日程第 20. 議案第 6 号

日程第 21. 議案第 7 号

日程第 22. 議案第 8 号

日程第 23. 議案第 9 号

日程第 24. 議案第 10 号

日程第 25. 議案第 11 号

日程第 26. 議案第 12 号

日程第 27. 議案第 13 号

日程第 28. 議案第 14 号

日程第 29. 議案第 15 号

日程第 30. 議案第 16 号

日程第 31. 議案第 17 号

日程第 32. 議案第 18 号

日程第 33. 議案第 19 号

日程第 34. 議案第 20 号

日程第 35. 議案第 21 号

日程第 36. 議案第 22 号

日程第 37. 議案第 23 号

日程第 38. 議案第 24 号

日程第 39. 議案第 25 号

日程第 40. 議案第 26 号

日程第 41. 議案第 27 号

日程第 42. 議案第 28 号

日程第 43. 議案第 29 号

日程第 44. 議案第 30 号

日程第 45. 議案第 31 号

日程第 46. 議案第 32 号

日程第 47. 議案第 33 号

日程第 48. 議案第 34 号

日程第 49. 議案第 35 号

日程第 50. 議案第 36 号

日程第 51. 議案第 37 号

日程第 52. 議案第 38 号

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、本定例会に提出されました、日程第 7、報告第 1 号から日程第 11、報告第 5 号までの報告 5 件、日程第 12、諮問第 1 号及び日程第 13、諮問第 2 号の諮問 2 件、日程第 14、承認第 1 号の承認 1 件及び日程第 15、議案第 1 号から日程第 52、議案第 38 号までの議案 38 件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を説明をいたします。

本定例会で審議をお願いいたしております案件は、報告 5 件、諮問 2 件、承認 1 件、議案 38 件でございます。

まず、報告第 1 号から報告第 3 号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、損害を与えたことによる和解及び損害賠償を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

報告第4号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第5号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現在、人権擁護委員をお願いしております後藤悟氏、丸野陽子氏がことしの6月30日をもって、3年の任期を満了することから、引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度由布市一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算それぞれに8,781万円を追加し、予算の総額を186億1,917万3,000円とすることの承認をお願いするものです。

ふるさと納税の寄附金の増額に伴い、事務委託料の支払いに対応するため、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年2月1日に専決処分を行ったものでございます。

議案第1号から議案第11号については、農業委員会の委員の任命について、農業委員の任期が平成31年3月31日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の任命及び再任命の同意を求めるものでございます。

議案第12号、由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、学校教育法が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第13号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、並びに農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び自治委員の報酬の見直しを行うものでございます。

議案第14号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、震災以降、財政調整基金の取り崩しが続いていることなど、財政状況を鑑み、本年4月から来年3月までの間、市長、副市長、教育長の給与月額について、3%の減額措置を行うものでございます。

議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第14号と同様の理由により、職員におきましても、本来4月から来年3月までの間、給料月額について7級は2%、6級以下は1%の減額措置を行うものでございます。

議案第16号、由布市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、消防職員に支給する手当の見直しを行うものでございます。

議案第17号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、法律に基づき、適正な取り扱いのルールを定めるための条例を制定しており、今回、特定個人情報の独自利用や提供に関する事務について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号、由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部改正については、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、改正を行うものでございます。

議案第19号、由布市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険財政の健全化を図るために、国民健康保険税の基礎課税額等に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額を改正する必要があることから、改正を行うものでございます。

議案第20号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険の適用除外について条例で定めるものでございます。

議案第21号、由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正については、「保健医療機関等」とその他の用語の定義を見直すことに伴い、改正を行うものでございます。

議案第22号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第23号、由布市都市公園条例の一部改正については、開発により設置されました公園の帰属に伴い、都市公園として市が管理する「由布市挾間鶴田公園」を新たに追加するものでございます。

議案第24号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、学校教育法及び技術士法施行規則省令の改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第25号、市道路線（中島2号線）の認定については、請願採択による市道路線の認定でございませう。

議案第26号、平成30年度由布市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出それぞれに5億2,024万9,000円を減額し、予算総額を180億9,892万4,000円に願います。

今回の補正は、入札等による執行残及び、実績による額の確定に伴う減額が主なものでございませう。

歳入では、障がい者福祉費の過年度収入を初め、国・県からの支出金や農林振興総合整備事業の分担金などを計上いたしてございませう。

歳出の増額といたしましては、平成30年度分のプレミアム付商品券事業の事務費や有害鳥獣

捕獲事業補助金の増加、また、障害福祉サービスの負担金などを計上いたしております。

議案第27号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1,484万6,000円を減額し、予算総額を42億9,691万4,000円にお願いするものでございます。

歳入では保険税及び県支出金の減額、歳出では保険給付及び保健事業費の減額、基金積立金の増額が主なものでございます。

議案第28号、平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入及び歳出予算からそれぞれ1億7,796万円を減額し、予算総額を42億5,814万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額し、歳出では総務費、基金積立金を増額し、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金を減額するものでございます。

議案第29号、平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,839万9,000円を減額し、予算総額を4億3,343万1,000円にお願いするものでございます。

歳入では後期高齢者医療保険料及び繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

議案第30号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2,167万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万7,000円にするものでございます。

歳入では水道使用料、基金繰入金及び市債を減額し、消費税還付による雑入を増額、歳出では建設改良費を減額するものでございます。

また、繰越明許費として、簡易水道費1,170万円を繰り越すものでございます。

議案第31号、平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の主なものは、収益的収入では、その他営業収益の一般加入金の増額、他会計補助金の一般会計補助金を減額し、収益的支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費を減額し、営業外費用の消費税を増額するものでございます。

資本的予算の主なものは、資本的収入では企業債を減額し、工事負担金及び消火栓建設受託金を増額するもので、資本的支出では、上水道施設費の委託料及び請負工事費を減額するものでございます。

議案第32号、平成31年度由布市一般会計予算は、総額182億7,708万3,000円で、前年度当初と比較しまして、9億7,288万7,000円の増額、率にいたしまして5.6%の

増となっております。

平成31年度の予算編成に当たりましては、各事業予算について、年間総予算として編成することとし、重点戦略プランや由布市総合戦略、行財政改革実施計画の取り組み項目について、その進捗状況を確認し、より費用対効果の高い事業を優先させながら、第2次由布市総合計画の具体化に向けた予算措置を行ったところです。

予算の主な内容ですけれども、歳入におきましては、市税が1.4%の増に加え、国庫及び県支出金の増は、社会保障費や防衛施設整備事業費等の増額を見込んでおります。

また、ふるさと納税につきましては、現状を踏まえ、8,781万円ほど増額をいたしております。

歳出の主な事業といたしましては、湯布院複合施設建設工事費や、消費税引き上げによる低所得者等の消費に与える影響を緩和するためのプレミアム付商品券の助成、待機児童対策のための保育所活動事業の推進や、農業の新規就農者への支援、商工関係では、観光振興事業及びインバウンド受入環境整備事業などを計上いたしております。

また、道路整備を含む公共施設の建てかえや大規模改修については、公共施設等総合管理計画に基づき、安全・安心を最優先に維持管理を進めるとともに、単年度にかかる費用をできる限り平準化し、財政負担の軽減を図っているところでございます。

議案第33号、平成31年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額41億8,026万3,000円で、前年度当初と比較して1,867万4,000円の減額、率にして0.4%の減となっております。

歳入では県支出金及び繰越金の減額、歳出では保険給付費及び基金積立金の減額、国民健康保険事業費納付金の増額が主なものでございます。

議案第34号、平成31年度由布市介護保険特別会計予算は、総額42億8,710万2,000円で、前年度当初と比較しまして1,478万1,000円の増額となっております。主に地域支援事業費の増額によるものでございます。

議案第35号、平成31年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億4,381万4,000円で、前年度当初と比較しまして602万9,000円の減額、率にして1.3%の減となっております。

歳入では繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

議案第36号、平成31年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額5億5,237万1,000円で、前年度当初予算と比較しまして9,505万9,000円の増額となっております。主に、水道統合事業による建設改良費の増額によるものでございます。

なお、水道使用料は1億2,708万5,000円を見込んでおります。

議案第37号、平成31年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,540万6,000円で、前年度当初予算と比較して168万4,000円の増額、率にして1.8%の増となっております。

主な増額理由といたしましては、歳出で、施設整備促進事業を新規計上したことによるもので、それに伴い、歳入においても、国庫支出金を新たに計上いたしております。

議案第38号、平成31年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数9,610戸、年間総給水量314万5,221立方メートル、1日平均給水量8,617立方メートル、主な建設改良事業として、排水管等新設・改良工事7,132万2,000円、施設新設・更新工事2,262万2,000円となっております。

収益的予算では、収益的収入を5億9,133万7,000円、収益的支出を5億9,584万2,000円とするものでございます。

収入の主なものは、給水収益4億5,118万1,000円と、一般加入負担金で、支出の主なものは、施設の運転及び維持管理等に伴う営業費用5億4,340万7,000円と、営業外費用の企業債利息でございます。

資本的予算では、資本的収入を1億1,022万7,000円、資本的支出を3億1,392万8,000円とし、収入額が支出額に対する不足額2億370万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。収入の主なものは、企業債7,220万円と他会計補助金で、支出の主なものは、建設改良費1億2,387万6,000円と、企業債償還金1億9,005万1,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第11、報告第5号について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第5号について御報告申し上げます。報告第5号、例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成31年2月27日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成30年10月分、11月分、12月分の例月出納検査をそれぞれ11月26日、12月25日、1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況で

す。現金のあり高、出納関係諸帳票等の計数の的確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、ただいま上程されました報告、承認及び議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第1号から報告第3号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（漆間 尚人君） 総務課長でございます。

それでは、報告第1号から第3号まで続けて詳細説明を行います。

まず、報告第1号について説明いたします。

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成31年2月27日提出、由布市長。

次のページをお開きください。ここには、平成30年12月20日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。

事故の概要、和解条件につきましては、右のページに記載をしております。この事故の当事者については記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、平成30年10月26日午後6時30分ごろ、由布市挾間町挾間744番2地先の市道天神橋同尻線において、甲の管理する市道にくぼみができていたため、乙の運転する自動車が対向車とすれ違う際にくぼみに落ち込み、乙の車に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る70%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を3万8,500円と定めたものでございます。

次に、報告第2号について説明をいたします。

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成31年2月27日提出、由布市長。

次のページをごらんください。平成31年1月25日付で専決処分を行った専決処分書を添付



しております。

事故の概要、和解条件につきましては、右のページに記載をしておりますが、この事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、平成30年12月12日午前6時45分ごろ由布市庄内町阿蘇野6498番13地先の市道長湯庄内湯ノ平線において、甲の管理する市道に落石があったため、乙の運転する自動車が石に乗り上げ、乙の車に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る50%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を11万8,573円と定めたものでございます。

次に、報告第3号について説明をいたします。

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により、報告する。平成31年2月27日提出、由布市長。

次のページをごらんください。平成31年2月1日付で専決処分を行った専決処分書でございます。

事故の概要、和解条件については、右のページに記載をしておりますが、この事故の当事者については記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、平成30年8月11日午後3時50分ごろ、由布市湯布院町川上805番1地先の市道湯ノ坪並柳線において、甲の管理する市道にひび割れがあったため、乙の足がひっかかり、乙が左足首を骨折したものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る30%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を4万9,924円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、報告第4号及び承認第1号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長でございます。

報告第4号の詳細説明をさせていただきます。

報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成31年2月27日提出、由布市長。

ページをお開きください。このページには、平成31年2月14日付で専決処分を行った専決処分書を添付をしております。

事故の当事者、和解条件につきましては、右のページに記載のとおりです。

事故の概要としましては、平成31年1月7日正午ごろ、湯布院町川上3060番地10付近の県道鳥越湯布院線において、相手車両が停車した際、後方を走行していた公用車が、相手車両の左後方部に接触したものです。

市は、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払義務があることを認め、和解し、損害賠償額28万4,271円と定めたものでございます。

続きまして、承認第1号について御説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度由布市一般会計補正予算（第5号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成31年2月27日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書でございます。平成31年2月1日付で専決処分を行っております。

それでは、内容について御説明をいたします。平成30年度由布市一般会計補正予算（第5号）をごらんください。

1枚目をめくってください。平成30年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,781万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、186億1,917万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月1日専決、由布市長。

6ページをごらんください。6ページは歳入です。18款1項2目の指定寄附金8,781万円は、ふるさと納税の寄附金の増額でございます。

歳出について、9ページをごらんください。9ページの上段、2款1項6目の区分1、みらいふるさと寄附金推進事業4,829万9,000円につきましては、ふるさと納税の寄附金の増額に伴い、事務取扱委託料の支払いに対応するための増額分となっております。下の13款2項1目の基金積立事業につきましては、みらいふるさと基金積立金というふうになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第12号から議案第16号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（漆間 尚人君） 総務課長でございます。

議案第12号から議案第16号まで続けて詳細説明を行います。

それではまず、議案第12号について詳細説明をいたします。

議案第12号、由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月

27日提出、由布市長。

学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。改正条例文を記載しております。これだけではちょっとわかりにくいと思いますが、内容といたしましては、学校教育法が改正されまして新たに専門職大学が設置されることに伴い、職員の能力向上、また自己啓発を目的とする休業の対象として、この専門職大学を加えるための改正でございます。

続きまして、議案第13号について詳細説明をいたします。

議案第13号、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

教育長制度の改正に伴う改正並びに農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員、自治委員の報酬を見直すものでございます。

次のページをお開きください。初めに、特別職の職員で非常勤のものうち、教育委員会委員長につきましては、制度の改正に伴い教育長と一本化されましたので、別表から教育委員会委員委員長を削除するものでございます。

下段から次のページにかけまして、農業委員会委員報酬につきましては、現在の業務量に応じて、また他の市町村の報酬等を参考にしまして、会長、副会長、委員それぞれ月額1,000円増額いたしまして、3万3,000円、2万5,000円、2万2,000円とするものでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会委員と業務内容に大きな差がないことから、農業委員会委員と同額の月額2万2,000円に増額する内容となっております。

自治委員につきましても、地域内での調整等の業務の考慮、それから他自治体と比べても報酬額が低い傾向にあることから、均等割の基本額を月1,000円程度増額し、年額5万3,100円から6万5,000円に引き上げる内容となっております。

次に、議案第14号、市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

市の財政状況を鑑み、市長等の給料を減額する内容でございます。

表紙をめくっていただきまして、この一部改正につきましては、平成28年の震災以降財政調整基金の取り崩しが続いていること、またそれによって基金の残高が減少していることなどを考慮し、今後の財政運営を鑑みて、本年4月から来年3月までの1年間、市長、副市長、教育長の給料月額について3%の減額を行うものでございます。

次に、議案第15号について説明いたします。

議案第15号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

本改正につきましては、前の議案第14号と同様の理由によりまして、職員につきましても、本年4月から来年3月までの1年間、7級の職にある職員については2%、6級から1級までにある職員につきましては1%の減額を行う内容となっております。

次に、議案第16号について詳細説明を行います。

議案第16号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

本改正につきましては、消防職員の特殊勤務手当の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。第2条ですけれども、これまでは消防職員に対し、一律月額3,000円の支給をしておりましたけれども、他市同様に今年の4月から救急救命や消防活動に実際に従事したものに対して、業務ごとに定めた金額を支払うよう改正を行うものでございます。

5条において、支給する金額を業務ごとに定めております。1、救急救命処理に従事した場合は1回につき450円。2、放射性物質等により汚染されている区域等で消防活動に従事した場合は一日につき2,600円。3、大規模災害の発生区域で消防活動に従事した場合や、緊急消防援助隊として被災地へ派遣された場合は1日につき1,680円を支給する内容となっております。

なお、それぞれの金額につきましては、大分消防局初め、他市の基準に準じた金額となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第17号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一尾 和史君） 総合政策課長です。

議案第17号をお願いいたします。

議案第17号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

恐れ入ります、2枚めくっていただき、新旧対照表をごらんください。いわゆる番号法におきましては、法令に定めのない個人番号を利用する事務及び提供する事務を市町村ごとに条例で定めるように規定されております。今回の条例の一部改正は、この条例の第4条、個人番号の利用範囲において、下線の箇所になりますが、別表第1で番号法に規定がない由布市の独自住宅に関する事務を追加するとともに、別表2において、利用及び提供することができる特定個人情報を追加するものでございます。

今後も他の事務について、独自に利用する事務としてサービスの向上に資すると判断できるものについては、順次盛り込んでいくことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第18号について詳細説明を求めます。人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（清藤 勝己君） 人権・同和対策課長でございます。

議案第18号をお願いいたします。

議案第18号、由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部改正について、由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、人権施策の一層の推進を図ることによるものでございます。

新旧対照表をごらんください。題名を次のように改める。由布市部落差別等あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例。

第1条中、「日本国憲法」の次に、「及び部落差別の解消に関する基本理念等を定める部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」を加え、「初め」を「はじめ」に改める。

第3条中、「尊重し」の次に、「部落差別をはじめとする」を加える。

第4条中、「市は」の次に、「部落差別をはじめとする」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条中、全条を第4条に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の一条を加える。「（相談体制の充実）」

第5条、市は、差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実を図るよう務めるものとする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第19号及び議案第20号について詳細説明を求めます。保

険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。

まず、議案第19号について御説明いたします。

議案第19号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

今回の一部改正は、国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険の税率等を改定するものであります。

次のページをごらんください。このページは改正分になります。内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますが、下段の不足として、第1条でこの条例の施行については平成31年4月1日からとし、第2条で経過措置を規定しています。

それでは次のページの新旧対照表をお願いいたします。左側に改正前、右側が改正案でございます。下に線を引いている部分がそれぞれの改正部分でございます。国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援分及び介護納付金分、以上の3つの部分から構成されていますが、それぞれにおいて所得割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算額は、国民健康保険税として世帯に課税される仕組みになっています。

まず、医療給付費分でございますが、第4条では所得割額について、現行9.35%を9.65%に、第6条で被保険者均等割額、被保険者1人につき現行2万3,300円を2万5,400円に改正するものでございます。

第6条の2では、世帯平等割額についてでございますが、次のページをお開き願います。世帯平等割額現行2万200円を2万600円に、特定世帯、これは国保世帯から後期高齢者に移行した方々がいらっしゃる国保の世帯で、国保加入者が1人だけの世帯を5年間に限り特定世帯といたしますが、世帯平等割額については、現行1万100円を1万300円に、特定継続世帯、これは特定世帯の5年間の期間を満了した世帯を3年間に限り特定継続世帯といたしますが、現行1万5,150円を1万5,450円に改正するものでございます。

続きまして、介護納付金でございますが、まず第9条では所得割額、現行1.8%を2.2%に、第10条の2で被保険者均等割額、現行6,500円を8,100円に改正するものでございます。

第10条の3では世帯平等割額についてでございますが、世帯平等割額現行3,800円を4,300円に改正するものでございます。

続きまして、国民健康保険加入者の所得が一定基準以下の場合、均等割と平等割額について保険料が軽減されますが、第22条の第1号については、7割軽減に係る部分でございます。

次のページをお開きいただいでください。下段のほうにあります第2号については、5割軽減に係る部分でございます。第3項については、2割軽減に係る部分でございますが、それぞれ今

回改正後の額にその軽減割合を乗じたもので改正しております。

以上で、議案第19号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第20号について詳細説明いたします。

議案第20号、由布市国民健康保険条例の一部改正について。由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

今回の改正は、国民健康保険の適用除外について、規定の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましてですが、国民健康保険の被保険者につきましては、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のいないものは、医療の給付を受けるに当たり、医療保険以外から公費負担があるため、実質無料で受診ができることとなっております。

このようなことから、医療保険では被保険者としなくなっておりますが、そのことを条例で定める必要があるための改正でございます。

次のページには、改め分を載せておりますが、一番下のほうになりますが、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

次のページには、新旧対象表のほうを載せております。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第21号について、詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（栗嶋 忠英君） 福祉事務所長です。議案第21号の詳細説明をいたします。

議案第21号、由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について。由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正については、重度心身障がい者やその保護者等の負担軽減を図るため、償還払いから自動償還払いへの方式へ移行します。その移行に伴い、改定する必要が生じたことによるものでございます。

重度心身障がい者医療給付の事業は、重度心身障がい者医療機関等を受診した際の医療費自己負担額を一旦医療機関に支払いした後、市窓口で申請を要する償還払いによって実施しています。これを、重度心身障がい者やその保護者等の負担軽減を図るため、平成31年度中、大分県内市町村一斉に自動償還払い方式へ移行します。

移行後の方式においては、従来必要であった市窓口での申請が、原則不要となります。

以上のことに伴い、現条例の内容を県内市町村において統一する必要があるため、内容等一部改正するものでございます。

主な改正点ですが、新旧対照表をごらんください。対照表の次のページの上段になります。

第2条に第6項を追加することにつきましては、第5条第2項中に保健医療機関等とありますが、この規定のままでは、指定訪問看護事業所が含まれないと解されるため、定義の条文に追加するものでございます。

第5条第1項中への追加につきましては、1月から7月までの前年度の所得が確定しない期間の取り扱いを明記するものでございます。

第5条第3項中への変更につきましては、現行のままでは精神病症を有する全ての入院に係る医療費を支給しないと解することができるため、適正な文言へ変更するものでございます。

以上が、主な一部改正となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第22号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（庄 忠義君） 子育て支援課長です。議案第22号について御説明申し上げます。

議案第22号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。このたび、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されまして、平成31年4月1日の施行となっていることから、学校教育法の改正により、専門職業人を目的とする新たな公共教育機関として、専門職大学の制度が設けられることに伴い、専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員の基礎資格を有するものとして、第11条第3項第5号を改め、対象に追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第23号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第23号について詳細説明をいたします。

議案第23号、由布市都市公園条例の一部改正について、由布市都市公園条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

裏面をごらんください。別表第1につきまして、開発により設置されました公園の帰属に伴い、都市公園として市が管理します由布市挾間鶴田公園を、新たに追加するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第24号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。議案第24号について詳細説明を申し上げます。

議案第24号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及



び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を、別記のように定める。平成31年2月27日提出、由布市長。

詳細については、新旧対照表にて御説明を申し上げます。新旧対照表をお開きください。

由布市水道工事の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、学校教育法及び技術士施行規則省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

学校教育法の一部を改正する法律関係については、専門職大学が創設をされたことにより、第3条第1項第3号、第4条第1項第2号及び第4号において、学校教育法による短期大学の定義に、同法による専門職大学の前期課程含むまたは修了をした者を追加したものでございます。

また、技術士法規則の一部を改正する省令が交付されたことにより、選択科目については大きくくり化され、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことにより、第3条第1項第8号中の又は水道環境を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第25号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第25号について詳細説明をいたします。

議案第25号、市道路線（中島2号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名、中島2号線、起点、由布市湯布院町川上1523番2地先、終点、由布市湯布院町川上1116番1地先、平成31年2月27日提出、由布市長。

裏面、位置図をごらんください。図面下となります県道別府湯布院線を起点としまして、図面中央となります中島橋下流左岸に通じる延長55.5メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案は、平成30年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第26号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 公教君） 財政課長です。平成30年度一般会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いをいたします。開いていただきまして、議案第26号、平成30年度由布市一般会計補正予算（第6号）、平成30年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億2,024万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ180億9,892万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表地方債補正による。平成31年2月27日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正ですが、歳入歳出の款項ごとに補正額を4ページまで記載をしております。今回の補正の主なものとしましては、入札等による執行残及び実績による額の確定に伴う減額が大半でございます。

5ページをお願いします。5ページは第2表繰越明許費補正です。社会福祉費のプレミアムつき商品券助成事業を初めとしまして、14事業の繰越明許費の追加と、下段では道路整備事業3件と幼稚園施設整備事業の空調変更をお願いをするものです。

隣の6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。職員の派遣研修に伴う住宅借り上げ料240万円の債務負担行為の追加をお願いをします。

7ページをお願いをします。第4表、地方債補正です。上段が急傾斜地崩壊対策事業のほか3件の追加と、下段に市道向原別府線改良事業ほか2件の廃止と、8ページ、9ページでは、湯布院複合施設整備事業ほか22件の変更をお願いをしております。

10ページからは、補正予算事項別明細書を掲載をしております、13ページをお開きください。13ページから歳入です。特定財源は歳出の各事業の説明時に合わせて説明をいたしますので、15ページをごらんください。

15ページ2段目、11款1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、額の確定に伴い、増額となったものでございます。

21ページをお開きください。21ページ中段の19款1項1目繰入金、区分2の基金繰入金です。今回補正の収支をもって、当初から取り崩しておりました財政調整基金の繰り入れを減額するものでございます。

25ページをお願いをいたします。25ページは歳出でございます。内容について、増額部分を中心に御説明を申し上げます。

少し飛びますが、申しわけございません、38ページをお願いします。38ページ下段、3款民生費1項1目の区分2、プレミアムつき商品券助成事業の336万4,000円につきましては、消費税の引き上げが、低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和することを目的とし、商品券の発行に向けて、平成30年度は事務費分として計上をいたしております。これは、繰り越し事業になります。また、国が全額を補助します。

40ページをお願いします。40ページの下段の障害者福祉費です。区分3自立支援事業の19節負補交の4,289万9,000円につきましては、障害介護給付費負担金等の見込み増によるものでございまして、国が2分の1、県が4分の1の財源になっております。

44ページをお願いします。上段の区分2、介護基盤整備事業の542万7,000円につきましては、施設整備事業として有料老人ホームすげぎの郷の倒壊の恐れがあるブロック塀の改修に対する補助金となっております。これは、交付決定が2月以降のため、繰り越し事業となります。国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1という状況になっております。

46ページをお願いします。上段の区分4、保育所活動推進事業の扶助費1,064万円につきましては、公定価格単価の改正や加算認定等による各保育園に対する追加給付費というふうについております。

続きまして、また少し飛びますが60ページをお願いします。下段の6款区分1の鳥獣被害総合対策事業の負補交720万6,000円につきましては、イノシシ、鹿等の捕獲頭数の増加に伴う増額分というふうになっております。

64ページをお願いします。下段の8款2項の道路橋梁費の区分1から次ページの区分6までの道路整備事業、合わせまして約3億円の減額となっております。減額の要因としましては、事業関係者との交渉がうまくできなかったことや事業等の見直しによるものでございます。

続きまして、74ページをお願いします。下段の中学校費区分2、学校生活支援事業の9万6,000円につきましては、ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会の大分県選抜チームとして、挾間中学校から1名派遣するというに伴う補助金でございます。

78ページをお願いします。一番下の区分1、文化財保護継承推進事業の27万円につきましては、旧日野医院の雨戸の修理等になっております。

80ページをお願いします。上から2段目の区分1に保健体育総務費の負補交3万9,000円とありますが、これにつきましては全国小学生バドミントン選手権大会の出場補助金となっております。

そのページの一番下、11款災害復旧費区分1、農業施設災害復旧費の3,545万2,000円の減額ですが、災害の件数の確定及び補助率の決定等による減額となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 郁夫君） ここで、暫時休憩とします。再開は13時ちょうどとします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（佐藤 郁夫君） 再開します。

次に、議案第27号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。議案第27号の詳細を申し上げます。

議案第27号、平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成30年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,484万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億9,691万4,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月27日提出、由布市長。

まず、歳出について御説明をいたします。10ページから11ページをお開きください。

1款1目一般管理費56万7,000円の減額です。まず、需用費の印刷製本費60万円の減額であります。平成30年度より国保が広域化したことにより、パンフレット等が県が一括購入することとなったため、印刷製本費が見込みより減少したものです。

委託料につきましては、第三者求償事務手数料3万3,000円の増額です。給付事由は、第三者の不法行為により生じた場合、主に交通事故が一番いい例ですが、保険者の負担部分を、加害者にその責任割合に応じて支払いを求めるもので、大分県の国保連合会にその求償事務を委託しております。その事務手数料が不足することになったことによる増額であります。この事務手数料は、県特別交付金の対象となります。

2款1項2目退職被保険者療養給付費につきましては、平成27年度より退職被保険者新規適用がなくなったことにより、減少傾向になっており、実績を見積もりましたところ、2,010万円の減額となっております。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、500万円の増額でございます。これは、医療費の自己負担額が高額になった場合に、申請により自己負担限度額を超えた分は高額療養費として受け取ることができますが、その勧奨通知につきましては、平成30年度より広域化により導入された標準システムにより、毎月勧奨通知ができることができることになったことにより、その支給額がふえたことによるものでございます。

次のページをお願いします。2款2項2目退職被保険者高額療養費は、100万円の減額でございます。これは、退職被保険者の減少に伴う実績による減額でございます。

5款1項1目特定健康診査等業務委託600万円の減額、これは実績に基づく減額となっております。

2項1目保健衛生普及費謝金糖尿病性腎症重症化予防対策事業合わせて18万8,000円の

減額になります。

1つ飛ばしまして、8款諸支出金特定健診等負担金償還金144万5,000円の増額です。これは平成29年度の特定健診保健指導等負担金の返還金が生じたことによるものです。

戻りまして、基金積立金650万4,000円の増額です。歳入の補正にあわせる形で、基金積立金を上げております。

以上が、まず歳出の説明になります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。お手数ですが、戻りまして6ページ、7ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税1,035万2,000円の減額ですが、これは被保険者数の減による減額でございます。

6款2項1目保険給付費等交付金、これが平成30年度より始まりました県より交付される給付費や保健事業費の一部であります。1節普通交付金2,210万円の減額であります。先ほど歳出で御説明させていただきました2款の保険給付費及び5款1項の特定健康審査事業費の補正額部分の合算分としております。

2節特別交付金につきましてですが、まず、国特別調整交付金753万7,000円の増額につきましてですが、これは結核精神に係る医療費が多い場合に、国調整交付金により交付されるものの、県特別調整交付金に計上していたため、改めて国特別調整交付金として計上したものでございます。県特別調整交付金769万2,000円の減額につきましては、歳出の1款総務費で御説明しました第三者行為求償事務委託料の3万3,000円の増額分及び5款2項保健事業費の報償費及び委託料と合わせて18万8,000円の減額分と、先ほど申しました結核精神に係る医療費分の交付金の調整として753万7,000円減額した分の合算額となります。

10款1項他会計繰入金のうち保険基盤安定金繰入金273万9,000円、財政安定化支援事業繰入金20万2,000円は、ともに額の確定による補正でございます。

その他、一般会計繰入金60万円の減額は、歳出で御説明させていただきました印刷製本費の減額によって、一般会計のほうから入れていただいた分を減額による補正でございます。

以上で、議案第27号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第28号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長でございます。議案第28号の詳細説明をいたします。

議案第28号、平成30年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成30年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,796万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億5,814万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月27日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、当初予算で保険給付等に応じた第1号保険料の負担割合で計上しておりましたが、直近の調定額等に基づき減額するものです。

続いて、3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込み額の減額に伴い、予算減額をお願いするものです。

また、3款2項2目、4款1項2目、5款1項2目の地域支援事業交付金につきましては、一般介護事業費の必要見込み額の減額並びに包括的支援事業費の増額に伴う予算措置をお願いするものです。

3款2項4目につきましては、本年度から始まりました保険者機能強化推進交付金を増額分として計上しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。7款1項1目につきましては、介護保険サービス給付費の必要見込み額の減額、その下の2目については、一般介護予防事業費の必要見込み額の減額及び包括的支援事業費の増額に伴う予算措置をお願いするものです。

また、その下の3目につきましては、平成31年度介護保険制度改正対応に係るシステム改修に伴う事務費分を補正として繰り入れるものです。

次に、10から11ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費です。平成31年度介護保険制度改正対応に伴うシステム改修費を補正するものです。

2款1項1目と、次のページ中段、2款6項1目につきましては、介護給付費につきましては、再度お戻りいただきまして、10ページ下段2款2項1目介護予防サービス等給付費につきましては、必要見込み額の増加により予算措置をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。下段3款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費必要見込み額の減額等に伴い、基金に積み立てるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。4款2項1目一般介護予防事業につきましては、県の地域服薬健康相談事業、同じく県の自立支援ヘルパー実践事業の活用等により、謝金が減額となっております。また、委託料につきましては、介護予防教室実施事業所が当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

4款3項1目、その下の2目、そして次のページの3目の地域支援事業費につきましては、由布市包括支援センターへの委託業務に係る運営費等の見込み額増加に伴い、委託料等を増額するものです。

下段、4款3項4目任意事業につきましては、在宅高齢者おむつ等購入補助金が、国、県の補助金の対象から外れたことによりまして、財源の振替を行うものです。

次のページをお願いいたします。5款1項1目諸支出金につきましては、実績に応じて減額するものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 厚一君） 保険課長です。議案第29号の詳細説明を申し上げます。

議案第29号、平成30年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成30年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,839万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,343万1,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成31年2月27日提出、由布市長。

まず、歳入ですが、6ページ、7ページをお願いいたします。1款1項1目特別徴収保険料、区分1現年度分、2目の普通徴収保険料、区分1現年度分、区分2滞納繰越分は、後期高齢者広域連合の保険料収納額見込み額の確定により、1,301万3,000円の減額になります。これは、歳出で、市より後期高齢者医療広域連合へ納付金として納めるものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金490万6,000円の減額は、変更申請による額確定によるものです。この部分も、後期高齢者医療広域連合納付金として納入するものです。

5款諸収入、保険料還付金は、歳出で実績により見込んで48万円の減額になります。この部分は、後期高齢者医療広域連合より交付されるものであります。

次に、歳出ですが、8ページ、9ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金、保険料等負担金1,791万9,000円の減額は、歳入の保険料及び基盤安定繰入金の減額に伴うもので、市より後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。

3款保険料還付分は、過年度分の保険料還付金で、48万円の減額でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（佐藤 郁夫君） 次に、議案第30号及び議案第31号について詳細説明を求めます。水

道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。まず、議案第30号について詳細説明を申し上げます。

議案第30号、平成30年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、平成30年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,167万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,826万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、第3表地方債補正による。平成31年2月27日提出、由布市長。

まず、3ページをお開きください。繰越明許費1,170万円でございます。事由といたしましては、市道塚原線深谷東家線の市道改良に伴う配水管の移設工事を現在発注しておりますが、市道改良工事の繰り越しによるものでございます。

次に、歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書より主なものについて御説明させていただきます。

まず、8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。2款1項1目水道使用料の減額補正につきましては、現年度分の減額で実績と見込みによるものでございます。

5款2項1目基金繰入金の減額補正につきましては、歳入の調整によるものでございます。

7款2項1目雑入の増額補正につきましては、消費税の還付金が主なものとなっております。

8款1項1目簡易水道事業債の減額補正につきましては、各工事の入札減等による事業費の減によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。1款1項2目維持管理費の減額補正につきましては、入札減等による委託料、工事請負費の減によるものでございます。3目建設改良費、15節の工事請負費の減額補正につきましても、入札減によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。中段2款1項2目の利子の減額につきましては、実績の支出額に準じたものとなっております。

16ページは地方債の調書でございます。御一読をお願いしたいと思います。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。



続きまして、議案第31号について詳細説明を申し上げます。

議案第31号、平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成30年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度由布市水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の予定額と計のみを申し上げます。収入、第1款水道事業収益、補正予定額マイナス375万5,000円、計5億9,494万円、支出、第2款水道用事業費用、補正予定額マイナス2,481万5,000円、計5億800万円でございます。

第3条、予算第4条中括弧中、不足する額2億1,505万7,000円を不足する額2億1,911万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億1,505万7,000円を過年度分損益勘定留保資金2億1,911万3,000円に改め、資本的収入、支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお開きください。収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス1,829万2,000円、計9,969万円、支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナス1,423万6,000円、計3億1,880万3,000円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、挾間浄水場ポンプ施設更新工事、限度額1,040万円を650万円に、挾間地域配水管更新工事2,560万円を1,500万円に、湯布院地域配水管更新工事3,060万円を1,900万円に改める。

第5条、予算第10条中、5,782万8,000円を5,163万6,000円に改める。第1号、上水道事業1,738万4,000円。平成31年2月27日提出、由布市長。

詳細につきまして、補正予算説明書で御説明をいたします。

まず、6ページをお開きください。まず、収益的収入でございます。1款1項3目4節不良消火栓の修理一般会計補助金の増額補正につきましては、実績によるものでございます。2款2目1節一般会計補助金の減額補正につきましては、水道ビジョン委託料の入札減によるものでございます。

7ページをお開きください。収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、挾間浄水場の活性炭入れかえ業務委託業務の入札減が主なものとなっております。4目総係費の減額補正につきましては、水道ビジョンの委託料の入札減によるものが主なものでございます。

2款2項3目消費税の増額補正につきましては、実績及び今後の見込みによるものでございます。

8ページをお開きください。資本的収入でございます。3款1項1目企業債の減額補正につき

ましては、入札減による事業費の減額によるものでございます。2項1目工事請負費の増額補正につきましては、市道筒口線道路改良工事に伴う水道管移設分の負担金によるものでございます。3項1目消火栓建設受託金の増額補正につきましては、建設実績によるものでございます。

9ページをごらんください。資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費の減額補正につきましては、委託料、工事請負費の入札減によるものでございます。

10ページには地方債の調書、11ページには給与費の明細書でございます。それぞれ内容を記載しておりますので御一読をお願いしたいと思います。

以上で、詳細説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で議案第31号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第32号から議案第38号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第1号及び諮問第2号並びに議案第1号から議案第11号までの人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定しました。

次に、日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案は原案に対し、適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し、適任と答申することに決定しました。

次に、日程第15、議案第1号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第16、議案第2号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第17、議案第3号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第18、議案第4号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第19、議案第5号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求め

ます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、議案第6号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21、議案第7号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、議案第8号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第23、議案第9号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第24、議案第10号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第25、議案第11号、農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 郁夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 郁夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（佐藤 郁夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月4日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あしたの正午までとなっていますので厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

午後1時33分散会

---